

商品概要説明書

子育て支援定期積金（すくすくプラス）

（2025 年 4 月 1 日現在）

1. 商品名 (愛 称)	○定期積金（定額式） (すくすくプラス)
2. 販売対象	○「しずおか子育て優待カード」、「しずおか子育て優待カードアプリ」 又は「他都道府県の子育て支援パスポート事業」の対象者となる 18 歳 未満のお子様がいる保護者の方で、かつ、児童手当を J A に振込指定 されている方。（保護者のどちらかの口座で振込指定されていれば契 約できます。） 名義はお子様・保護者の方どちらでも契約できます。
3. 期 間	○2 年以上 5 年以内で 5 0 万円以上の契約額とします。 ※払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間 繰り延べます。
4. 払込方法 (1) 払込方法	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が 振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の 単位で掛込みを行います。
(2) 払込金額	○1 回あたり 1, 0 0 0 円以上
(3) 払込単位	○1 円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契 約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り	○契約時の店頭表示利回りに 0. 2 0 % を上乗せし、満期時まで適用しま す。
(2) 支払頻度	○満期日以後に一括支払います。
(3) 計算方法	○計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを 乗じて計算します。
(4) 税 金	○20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）※が分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の 入手方法	○金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
7. 手数料	_____

8. 付加できる 特約事項	○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：0 5 4 - 3 6 7 - 3 2 0 6）にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考と なる事項	○定期積金証書での取扱いとなります。 ○「しずおか子育て優待カード」・個人番号カード等により年齢の確認をさせていただきます。 ○当 J A で初めてお取引をされる方は本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類のいずれかをお持ちください。（運転免許証、パスポート、個人番号カード等） ○当該積金は総合口座等の担保に組み入れることはできません。 ○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 3 6 5 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行い

	ません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。） ○自動振替による払込は原則本人としますが、お子様名義の定期積金でやむを得ない場合のみ親権者の普通貯金から振替ます。この場合、ご本人様以外の方が掛金を払込むため、給付契約額が贈与税の贈与財産の対象となり、他の贈与財産と合算され贈与税がかかる場合があります。
13. 取扱期間	2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までとなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A しみず